

鹿嶋市告示第54号

令和8年度鹿嶋市既存ストック利活用補助金交付要綱を次のとおり定める。

令和8年3月31日

鹿嶋市長 田 口 伸 一

令和8年度鹿嶋市既存ストック利活用補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市において進行する人口減少により増加が想定される空家を積極的に活用することにより、放置された空家による生活環境への悪影響を抑制し、もって持続可能なまちづくりの促進を図るため、特定空家等若しくは不良住宅を解体する者又は本市に移住するために市内の中古住宅を取得し、当該中古住宅の改修工事をする者に対し、予算の範囲内で鹿嶋市既存ストック利活用補助金(以下「補助金」という。)を交付することについて、鹿嶋市補助金等交付規則(平成14年規則第4号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空家 空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号)第2条第1項に規定する空家等(建築物に附属する工作物及びその敷地を除く。)をいう。
- (2) 中古住宅 鹿嶋市空家バンクに登録されている物件で、住宅の用として使用されたものをいう。
- (3) 特定空家等 空家等対策の推進に関する特別措置法第2条第2項に規定する空家等をいう。
- (4) 不良住宅 住宅地区改良法(昭和35年法律第84号)第2条第4項に規定する不良住宅をいう。
- (5) 解体補助対象建築物 特定空家等及び不良住宅をいう。
- (6) 解体工事 解体補助対象建築物を解体する工事をいう。
- (7) 改修工事 市外に居住する者が市内の中古住宅を購入し、移住のために当該中古住宅の改修をすることをいう。ただし、当該住宅に一体となっていない取り外せる設備等に係る工事を除く。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

（1）解体補助対象建築物の所有者若しくはその相続人（以下この号において「所有者等」という。）で解体工事を行う者又はその所有者等より解体工事の委任を受けた者

（2）購入から1年以内の中古住宅に当該年度内に住民票を移動し、10年以上継続して居住することを目的に改修工事を行う者

2 前項に規定する交付対象者は、次に掲げる要件の全てを満たさなければならない。

（1）市税等（市税及び国民健康保険税をいう。）の未納がないこと。

（2）解体補助対象建築物の所有権が共有されている場合又は相続登記が済んでおらず相続権を有する者が複数人存在する場合は、全ての共有名義人又は相続人の同意を得ていること。

（3）解体補助対象建築物において、鹿嶋市東北地方太平洋沖地震に係る住宅復興資金利子補給金（鹿嶋市東北地方太平洋沖地震に係る住宅復興資金利子補給金要綱（平成23年告示第174号）に規定する鹿嶋市東北地方太平洋沖地震に係る住宅復興資金利子補給金をいう。）、鹿嶋市鹿島神宮周辺地区地区計画景観整備事業補助金（鹿嶋市鹿島神宮周辺地区地区計画景観整備事業補助金交付要綱に規定する鹿嶋市鹿島神宮周辺地区地区計画景観整備事業補助金をいう。）、鹿嶋市木造住宅耐震改修補助金（鹿嶋市木造住宅耐震改修補助金交付要綱に規定する鹿嶋市木造住宅耐震改修補助金をいう。）、鹿嶋市若年世帯定住促進助成金（鹿嶋市若年世帯定住促進助成金交付要綱に規定する鹿嶋市若年世帯定住促進助成金をいう。）の交付を受けていないこと。

（4）取得した中古住宅について、交付対象者の名義（共有名義を含む。ただし、その者及びその世帯員の持分が合計で2分の1以上であるものに限る。）で所有権の保存又は移転の登記を完了していること。

（補助金の額等）

第4条 補助金の額は、次の各号に掲げる工事の区分に応じ、当該各号に定める額とし、上限額を1件当たり50万円とする。

（1）解体工事 解体工事費用の5分の4に相当する額（空家の解体費用が、国が定める住宅市街地総合整備事業補助金交付要綱（平成16年4月1日付け国住市第352号）第4第17号イに規定する限度額を超える場合にあっては、その限度額の5分の4に相当する額）

（2）改修工事 改修工事費用の3分の2に相当する額

2 前項の規定により算定した補助金の額に1,000円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てた額とする。

（事前判定申請）

第5条 不良住宅の解体に係る補助金の交付を受けようとする者は、不良住宅判定申

請書（様式第1号その1）に、次に掲げる書類を添えて、第7条の規定による申請の前に市長に提出しなければならない。

- (1) 外観及び内部写真（不良箇所の分かる多方面からの写真）
- (2) 住宅の位置図
- (3) 共有者の同意書（様式第1号その2）又は相続権を有する者が複数人存在する場合の同意書（様式第1号その3）
- (4) その他市長が必要と認める書類
（不良住宅の判定）

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、現地調査等必要な調査を行い、当該申請に係る住宅が不良住宅に該当するか否かについて、住宅地区改良法施行規則（昭和35年建設省令第10号）第1条の規定に基づき判定するものとする。

2 市長は、前項の規定による判定をした場合は、不良住宅判定結果通知書（様式第2号）により、当該申請をした者に通知するものとする。

（交付申請）

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、鹿嶋市既存ストック利活用補助金交付申請書（様式第3号）に、次に掲げる書類を添えて、令和8年12月25日までに市長に提出しなければならない。

(1) 補助金の交付を受けようとする建築物（以下「対象建築物」という。）に係る登記簿の全部事項証明書の写し（当該登記簿がない場合にあつては、対象建築物の評価証明書等又は対象建築物に係る土地登記簿の全部事項証明書の写し）

(2) 申請者が第3条第1項第1号に掲げる者である場合にあつては、次に掲げる書類

ア 申請者（住民記録の情報提供に同意しない場合又は市外に在住している場合に限る。）の住民票（申請者が法人である場合にあつては、当該法人の登記簿謄本）

イ 見積書又は工事請負契約書の写し

(3) 申請者が第3条第1項第2号に掲げる者である場合にあつては、次に掲げる書類

ア 申請者（住民記録の情報提供に同意しない場合又は市外に在住している場合に限る。）の住民票（申請者が法人である場合にあつては、当該法人の登記簿謄本）

イ 改修工事前の建築物の写真（改修箇所の分かる多方面からの写真）

ウ 見積書又は工事請負契約書の写し

エ 中古住宅の売買契約書

(4) その他市長が必要と認める書類

（交付決定等）

第8条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、補助金

の交付の可否を決定したときは、鹿嶋市既存ストック利活用補助金交付決定（却下）通知書（様式第4号）により、申請者に通知するものとする。

（補助事業の計画変更等）

第9条 前条の規定による補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、当該決定を受けた補助金の額を超えない範囲で申請の内容を変更しようとするときは、鹿嶋市既存ストック利活用補助金事業計画変更申請書（様式第5号。以下「変更申請書」という。）を市長に提出しなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

2 市長は、前項の承認をしたときは、鹿嶋市既存ストック利活用補助金交付変更決定通知書（様式第6号）により、補助事業者に通知するものとする。

（補助事業の中止等）

第10条 補助事業者は、工事を中止し、又は廃止するときは、鹿嶋市既存ストック利活用補助金事業中止（廃止）届出書（様式第7号）を市長に提出し、市長の承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の承認をしたとき、又は補助事業者が次条に規定する完了報告を行わないときは、当該決定を取り消し、鹿嶋市既存ストック利活用補助金交付決定取消通知書（様式第8号）により、補助事業者に通知するものとする。

（完了報告）

第11条 補助金の補助事業者は、鹿嶋市既存ストック利活用補助金完了報告書（様式第9号。以下「完了報告書」という。）に、次に掲げる書類を添えて、令和9年2月1日までに市長に提出しなければならない。

（1）工事に要した費用に係る領収書等の写し

（2）工事完了後の状況が分かる写真

（3）工事の内訳が確認できる書類の写し

（4）第3条第1項第2号に掲げる者である場合は申請者（住民記録の情報提供に同意しない場合に限る。）の住民票

（補助金の額の確定通知）

第12条 市長は、完了報告書の提出があった場合は、その内容を審査し、適切と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、鹿嶋市既存ストック利活用補助金確定通知書（様式第10号）により、補助事業者に通知するものとする。

（交付請求）

第13条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、前項の規定による通知の日から起算して30日を経過した日までに鹿嶋市既存ストック利活用補助金交付請求書（様式第11号）を市長に提出するものとする。

（報告義務）

第14条 改修工事に係る補助金の補助事業者は、第3条第1項第2号の要件を満たさなくなった場合は、補助対象要件を満たさないことの報告書（様式第12号）に

次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 改修工事を行った住宅に居住する者の住民票
- (2) 補助金の対象となる住宅に係る登記簿の全部事項証明書の写し
- (3) 補助金の対象となる工事箇所の現況写真
(補助金の取消し及び返還)

第15条 市長は、補助事業者が前条の規定に該当することとなった場合又は虚偽の申請により補助金の交付を受けた場合は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額又は割合に相当する額の補助金の返還を命ずるものとする。

- (1) 交付の決定1年未満に転居した場合 全額
- (2) 交付の決定1年以上2年未満に転居した場合 10分の9
- (3) 交付の決定2年以上3年未満に転居した場合 10分の8
- (4) 交付の決定3年以上4年未満に転居した場合 10分の7
- (5) 交付の決定4年以上5年未満に転居した場合 10分の6
- (6) 交付の決定5年以上6年未満に転居した場合 10分の5
- (7) 交付の決定6年以上7年未満に転居した場合 10分の4
- (8) 交付の決定7年以上8年未満に転居した場合 10分の3
- (9) 交付の決定8年以上9年未満に転居した場合 10分の2
- (10) 交付の決定9年以上10年未満に転居した場合 10分の1
- (11) 虚偽の申請により補助金の交付を受けた場合 全額
(補則)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。

共有者の同意書

鹿嶋市長 様

鹿嶋市既存ストック利活用補助金の交付について、_____が申請、請求、受領等を行うことに異議がないので、建物所有権の共有者として同意します。

記

1 建物の所在地 _____

2 申請者以外の共有者の住所等

(共有者1) 年 月 日

住所(所在地) _____

氏名(代表者) _____ 生年月日 _____

(共有者2) 年 月 日

住所(所在地) _____

氏名(代表者) _____ 生年月日 _____

(共有者3) 年 月 日

住所(所在地) _____

氏名(代表者) _____ 生年月日 _____

相続権を有する者が複数人存在する場合の同意書

鹿嶋市長 様

鹿嶋市既存ストック利活用補助金の交付について、_____が申請、請求、
受領等を行うことに異議がないので、建物の相続人として同意します。

記

1 建物の所在地 _____

2 申請者以外の相続人の住所等

(相続人) 年 月 日

住所 (所在地) _____

氏名 _____ 生年月日 _____

(相続人) 年 月 日

住所 (所在地) _____

氏名 _____ 生年月日 _____

(相続人) 年 月 日

住所 (所在地) _____

氏名 _____ 生年月日 _____

様式第2号（第6条関係）

第 号
年 月 日

申請者 住所（所在地）
氏名（団体等名称）
（代表者職氏名） 様

鹿嶋市長

不良住宅判定結果通知書

令和8年度鹿嶋市既存ストック利活用補助金交付要綱第6条第2項の規定により、
次のとおり通知します。

住 宅 の 所 在 地	鹿嶋市	
判 定 結 果	不良住宅に該当する	不良住宅に該当しない

鹿嶋市長

様

申請者 住所（所在地）
氏名（団体等名称）
（代表者職氏名）

本件責任者	氏名	
	連絡先	
本件担当者	氏名	
	連絡先	

鹿嶋市既存ストック利活用補助金交付申請書

鹿嶋市既存ストック利活用補助金を受けたいので、令和8年度鹿嶋市既存ストック利活用補助金交付要綱第7条の規定により、下記のとおり申請します。

建物の所在地	鹿嶋市		
建物の所有関係	<input type="checkbox"/> 単独名義	<input type="checkbox"/> 共有名義	<input type="checkbox"/> 相続人
補助対象区分	<input type="checkbox"/> 解体工事費用	<input type="checkbox"/> 改修工事費用	
建物の種類	<input type="checkbox"/> 住宅	<input type="checkbox"/> 住宅以外（ ）	
建物の使用目的	<input type="checkbox"/> 居住	<input type="checkbox"/> 居住以外（ ）	
補助金額	（上限50万円） 金 円		

確認同意欄

私（法人等の場合は、当該法人及びその代表者）は、鹿嶋市既存ストック利活用補助金の申請及び受給の要件に係る住民記録及び市税等の納付状況について、必要な範囲で当該事業の所管課職員が確認することに同意します。

また、令和8年度鹿嶋市既存ストック利活用補助金交付要綱第14条の規定に該当することとなった場合は速やかに同条に基づく報告を行うとともに、同要綱第15条規定による補助金の返還をします。

申請者 住所
よみがな
氏名

（代表者の住所）
（代表者の氏名・よみがな）
（代表者の生年月日）

※ 添付書類

- (1) 補助金の交付を受けようとする建築物（以下「対象建築物」という。）に係る登記簿の全部事項証明書の写真（当該登記簿がない場合にあっては、対象建築物の評価証明書等又は対象建築物に係る土地登記簿の全部事項証明書の写し）
- (2) 申請者が第3条第1項第1号に掲げる者である場合にあっては、次に掲げる書類
 - ア 申請者（住民記録の情報提供に同意しない場合又は市外に在住している場合に限る。）の住民票（申請者が法人である場合にあっては、当該法人の登記簿謄本）
 - イ 見積書又は工事請負契約書の写し
- (3) 申請者が第3条第1項第2号に掲げる者である場合にあっては、次に掲げる書類
 - ア 申請者（住民記録の情報提供に同意しない場合又は市外に在住している場合に限る。）の住民票（申請者が法人である場合にあっては、当該法人の登記簿謄本）
 - イ 改修工事前の建築物の写真（改修箇所分かる多方面からの写真）
 - ウ 見積書又は工事請負契約書の写し
 - エ 中古住宅の売買契約書
- (4) その他市長が必要と認める書類

※市税等の納付状況の情報提供に同意しない場合は、納税証明書（市税に未納がないことの証明）を添付してください。

様式第4号（第8条関係）

第 号
年 月 日

申請者 住所（所在地）
氏名（団体等名称）
（代表者職氏名） 様

鹿嶋市長

鹿嶋市既存ストック利活用補助金交付決定（却下）通知書

年 月 日付けで申請のあった鹿嶋市既存ストック利活用補助金については、令和8年度鹿嶋市既存ストック利活用補助金交付要綱第8条の規定により、下記のとおり決定したので通知します。

記

建物の所在地	
交付の決定	交付決定 ・ 却下
交付決定金額	金 円
却下理由 (却下の場合)	
附帯条件	(1) 補助事業者は、その交付決定以後に本要綱第3条の規定による補助対象者の要件である「10年以上の使用」を満たさなくなった場合は、補助対象住宅から転居等する報告書を必要書類を添えて市長に提出すること。 (2) 前号に該当するとき、虚偽の申請により補助金の交付を受けたとき、又は交付対象者としての要件を満たさないことが明らかになったときは、本要綱第15条により補助金の全部又は一部を返還すること。

鹿嶋市長 様

申請者 住所（所在地）
氏名（団体等名称）
（代表者職氏名）

本件責任者	氏名	
	連絡先	
本件担当者	氏名	
	連絡先	

鹿嶋市既存ストック利活用補助金事業計画変更申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた鹿嶋市既存ストック利活用補助金に係る事業計画を変更したいので、令和8年度鹿嶋市既存ストック利活用補助金交付要綱第9条第1項の規定により、承認を得たく申請します。

記

1 補助事業の名称 鹿嶋市既存ストック利活用補助金

2 補助金の申請額の変更等

変更後の申請金額 (A)	金	円
変更前の申請金額 (B)	金	円
減額 (A) - (B) (C)	金	円

3 事業計画変更の内容

4 事業計画変更の理由

5 付記事項

※ 事業計画変更の内容については、申請時の内容のどこをどのように変更した
いか、具体的に記入するとともに交付申請時に提出した添付書類を必要に応じて
修正し、提出すること。

様式第6号（第9条関係）

第 号
年 月 日

申請者 住所（所在地）
氏名（団体等名称）
（代表者職氏名） 様

鹿嶋市長

鹿嶋市既存ストック利活用補助金交付変更決定通知書

年 月 日付け 第 号で通知した鹿嶋市既存ストック利活用補助金について、下記のとおり交付金額を変更することに決定したので、令和8年度鹿嶋市既存ストック利活用補助金交付要綱第9条第2項の規定により通知します。

記

1 補助事業の名称

2 変更後の交付決定額等

変更後の交付決定額 (A)	金	円
変更前の交付通知額 (B)	金	円
増減額 (A) - (B) (C)	金	円

3 補助金等の変更理由

4 附帯条件

5 補助金等交付に係る指示事項

鹿嶋市長

様

申請者 住所（所在地）
氏名（団体等名称）
（代表者職氏名）

本件責任者	氏名	
	連絡先	
本件担当者	氏名	
	連絡先	

鹿嶋市既存ストック利活用補助金事業中止（廃止）届出書

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた鹿嶋市既存ストック利活用補助金について、補助事業を中止（廃止）したいので、令和8年度鹿嶋市既存ストック利活用補助金交付要綱第10条の規定により、届け出ます。

記

- 1 交付決定金額 金 円
- 2 補助事業中止（廃止）の理由

様式第8号（第10条関係）

第 号
年 月 日

申請者 住所（所在地）
氏名（団体等名称）
（代表者職氏名） 様

鹿嶋市長

鹿嶋市既存ストック利活用補助金交付決定取消通知書

年 月 日付け 第 号で交付決定の通知をした鹿嶋市
既存ストック利活用補助金について、下記のとおり交付決定を取り消したので通知し
ます。

記

- 1 補助金交付（決定）額 金 円
- 2 取消理由

鹿嶋市長 様

申請者 住所（所在地）
氏名（団体等名称）
（代表者職氏名）

本件責任者	氏名	
	連絡先	
本件担当者	氏名	
	連絡先	

鹿嶋市既存ストック利活用補助金完了報告書

年 月 日付け 第 号により交付決定の通知を受けた鹿嶋市既存ストック利活用補助金事業が完了したので、令和8年度鹿嶋市既存ストック利活用補助金交付要綱第11条の規定により関係書類を添えて報告します。

記

1 補助事業の名称 鹿嶋市既存ストック利活用補助事業

2 補助事業の内容

交付決定額 (A)	金	円
実績額 (B)	金	円
(A) 又は (B) の低い額	金	円

3 補助事業の完了年月日

4 付記事項

5 添付書類

- (1) 工事に係る領収書の写し
- (2) 工事後の写真（工事前の現況写真と対比できるもの）
- (3) 工事の内訳が確認できる書類の写し
- (4) 第3条第1項第2号に掲げる者である場合は申請者（住民記録の情報提供に同意しない場合に限る。）の住民票

様式第10号(第12条関係)

第 号
年 月 日

申請者 住所(所在地)
氏名(団体等名称)
(代表者職氏名) 様

鹿嶋市長

鹿嶋市既存ストック利活用補助金確定通知書

年 月 日付け 第 号で決定した鹿嶋市既存ストック利活用補助金の額が確定したので、令和8年度鹿嶋市既存ストック利活用補助金交付要綱第12条の規定により、下記のとおり通知します。

記

補助金交付確定額	金 円
----------	-----

鹿嶋市長

様

住所 (所在地)

氏名 (団体等名称)

(代表者職氏名)

本件責任者	氏名	
	連絡先	
本件担当者	氏名	
	連絡先	

鹿嶋市既存ストック利活用補助金交付請求書

年 月 日付け 第 号で確定の通知のあった鹿嶋市既存
ストック利活用補助金について、下記のとおり請求します。

記

1 請求金額 金 円

2 振込先

金融機関名	銀行・金庫・ 組合 ()		支店名	本店 支店 ()
口座種別	当座・普通	口座番号		
口座名義人	(フリガナ)			

鹿嶋市長

様

住所（所在地）

氏名（団体等名称）

（代表者職氏名）

本件責任者	氏名	
	連絡先	
本件担当者	氏名	
	連絡先	

補助対象要件を満たさないことの報告書

年 月 日付け 第 号で確定の通知のあった鹿嶋市既存ストック利活用補助金交付対象建築物を使用しなくなるため、令和8年度鹿嶋市既存ストック利活用補助金交付要綱第14条の規定により、下記のとおり報告します。

記

- 1 交付決定額 金 円
- 2 使用しなくなる理由

※添付書類

- （1）改修工事を行った住宅に居住する者の住民票
- （2）補助金の対象となる住宅に係る登記簿の全部事項証明書の写し
- （3）補助金の対象となる工事箇所の現況写真